

第2次松戸市 子どもの読書活動推進計画



令和8年3月
松戸市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。本との出会いは、多様な価値観への理解を深め、広い視野で世界を捉える感性を育みます。そして、自ら学び、必要な情報を見極めながら問題を解決していく力を養うことにもつながります。

令和2年に策定した「松戸市子どもの読書活動推進計画」では、家庭や地域と連携し読書環境の整備を進め、子どもたちが本に親しむ機会の充実に取り組んでまいりました。しかし近年、デジタル機器の急速な普及により情報環境は大きく変化しています。多様な情報やコンテンツに触れる機会が広がる一方で、子どもたちの時間の使い方にも変化が生じ、読書離れや文字を読むことを負担に感じる傾向も見られます。その結果、本を通じた深い思索や共感の機会が少なくなっているのが現状です。国や県では、こうした状況を背景に、子どもの読書活動推進に向けた基本的な方針を示し、支援を進めています。

本市でも、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「第2次松戸市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。今後も、子どもの発達段階に応じた読書活動の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を一層深め、すべての子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりを進めてまいります。読書活動が子どもたちの内面的な成長を支え、自己肯定感を育み、生涯にわたる学びの基礎となるよう、本計画を通じて本市の子どもたちの健やかな成長を支えてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和8年3月

松戸市教育委員会

目次

第1章 第2次松戸市子どもの読書活動推進計画策定にあたって… 3

1 子どもの読書活動の意義	4
2 計画策定の背景	5
3 第1次計画の取組状況および成果	7
4 アンケートからみる子どもの読書実態	17
5 学校における読書活動の取組	20
6 第2次計画推進に向けて	23

第2章 第2次松戸市子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方…24

1 計画の位置づけ	25
2 基本理念	26
3 基本方針	26
4 計画の期間	26
5 計画の対象	26
6 評価指標および目標値	27

第3章 第2次松戸市子どもの読書活動推進計画の具体的取組…28

1 取組の構成	29
2 具体的な方策	30

参考資料…53

- 関係法令等
- 第1次計画の取組一覧
- 用語解説



第1章

第2次松戸市子どもの読書活動推進 計画策定にあたって



1 子どもの読書活動の意義

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を高め、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことができない活動です。本を通して子どもたちは、知らない世界や様々な人物に出会い、物語の楽しさを味わうとともに、異なる考え方や生き方の存在を知り、豊かな想像力と共感する心を育んでいきます。また、幅広い分野の本に親しむことで、自ら学ぶことの楽しさを知り、探究心や創造的思考を養うことができます。

さらに、読書によって培われる言語能力は、全ての学習の基礎となり、子どもたちが社会の中で自らの考えを持ち、課題を主体的に解決していく力を支えるものです。そのため、子どもが習慣として読書に親しむことは極めて重要です。

読書活動とは、本や読書に関わる様々な活動をいいます。読書活動には、読み聞かせや読んだ本を紹介し合う活動、感想や意見を共有する活動、読書によって得た感動や知識を表現する活動等、読書の楽しみを感じ、より深く味わおうとする活動全てが含まれます。様々な読書活動が子どもたちの周りで広がり、それがきっかけとなって読書が広がっていくことが期待されます。

本計画は、本市の子どもたちが読書を楽しみ読書から学び成長していくため、様々な読書活動を推進することを目指して策定されたものです。子どもたちが本と出会い、読書の楽しさ、大切さを知り、読書を通じて生きる力を確実に育んでいけるよう、地域全体で読書活動を推進していくことが求められています。

なお、本計画において、「読書」にはパソコンやタブレット、スマートフォンによる読書を含み、また「本」にはマンガ、雑誌は含まないものとします。この定義は統計上の整合性を図るためのものであり、図書館における資料収集や提供を制限するものではありません。

また、「乳幼児」の定義をおおむね6歳までとしています。アンケート調査は小学生対象の調査と重複しないよう「未就学児」の保護者に絞って実施し、アンケートに関する記述では「未就学児」という表現を用いています。本計画中では「乳幼児」と「未就学児」は同義として読み替えて差し支えありません。



2 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の重要性を踏まえ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「法」という。）は、子どもの読書活動を「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と位置づけ、家庭、地域、図書館、学校等での多様な取組を求めています。

国においては、令和5年3月に法に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第五次国基本計画」という。）が策定されました。これは令和5年度から令和9年度までのおおむね5年間を対象とし、次の4点を考慮して社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。

- 不読率¹の低減
- 多様な子どもたちの読書機会の確保
- デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 子どもの視点に立った読書活動の推進

具体的には、GIGAスクール構想²と連携した図書館DX（デジタル・トランスフォーメーション）³の推進や、アクセシブルな書籍（障害等により読書に特別な配慮を必要とする子どもでも利用しやすい書籍）の整備充実について言及しています。また、同計画は、子どもの読書活動の推進にあたり、家庭・地域・学校等が中心となり、社会全体で連携・協働することを求めています。

各自治体は、この第五次国基本計画の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた読書活動推進計画を策定し、全ての子どもが等しく読書活動の恩恵を享受できる施策を展開することが求められています。

(2) 千葉県の動向

千葉県では、令和2年度からおおむね5年間を計画期間とする「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を推進してきました。同計画では、乳幼児期から高校生期まで一貫した「発達段階別アプローチ」と、「読書環境の整備および家庭・地域・学校・行政の連携」が重点的に推進されました。

令和7年10月、同計画の成果評価を踏まえ、令和7年度を始期とする「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」が策定されました。「読書が好きな子どもの割合」や読書習慣に関する指標は、学年によって改善が見られるものの、目標値には届いていない結果が報告されており、同計画では、「子どもの視点に立った読書活動の推進」と「不読率の低減」が特色とされています。



(3) 本市の取組と本計画の趣旨

本市は、令和2年度からおおむね5年間を計画期間とする「松戸市子どもの読書活動推進計画」(以下「第1次計画」という。)に基づき、学校、図書館、関係機関、家庭、地域と連携し、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

このたび、同計画の期間満了に伴い、これまでの取組成果と今後の展望を総括し、国・県の動向や社会環境の変化を踏まえ、子どもの読書活動を一層推進するため、第2次となる本計画を策定します。

子どもたちの現状や読書活動に関わる各主体の状況を踏まえ、より多くの子どもが本に親しめるよう、その健やかな成長を地域全体で支える取組を進めます。



3 第1次計画の取組状況および成果

(1) 第1次計画の評価指標の達成状況

第1次計画の目標値の達成状況は次のとおりです。

基本方針	評価指標	実績 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)	第1次計画 現状値 (平成30年度)	備考	
本に親しむ 機会の 充実	児童書貸出数（図書館）※1	803,858冊	740,000冊	726,977冊		
	図書館おはなし会参加者数 ※1	7,268人	15,000人	13,312人		
	読書が好きな子どもの割合 ※2	小6	74.0%	80%	74%	参考) 全国数値※3 小6：69.8% 中3：61.7%
		中3	66.7%	80%	74%	
		高2	72.5%	80%	73%	
	不読率 ※2	小6	21.0%	13%	16.5%	参考) 全国数値※3 小6：29.0% 中3：41.6%
中3		37.5%	25%	33.7%		
高2		10.0%	40%	50%		
より良い 読書環境 の整備	児童書蔵書数（図書館）※1	196,553冊	200,000冊	173,535冊		
	団体貸出 ⁴ 総数 ※1	2,728冊	1,000冊	491冊		
	学校貸出 ⁵ を利用している 小学校の割合 ※1	63.0%	100%	84.4%	29校/46校 (市立・私立)	
	学校貸出を利用している 中学校の割合 ※1	28.0%	100%	15%	7校/25校 (市立・私立)	
	子ども向けの点字・大活字・外国語 資料数 ※1	677点	750点	535点		
子ども の読書 活動 の普及 啓発	ブックスタート ⁶ 配布率	100%	100%	100%		
	図書館案内・広報紙配布数 ※1	18,054部	60,000部	52,764部		

※1 「図書館統計」（令和7年度）
 ※2 「社会教育調査」（令和6年度）
 ※3 「全国学力・学習状況調査⁷」（令和7年度）



第1次計画の評価指標の達成状況（総括）

基本方針① 本に親しむ機会の充実

児童書の貸出数は、蔵書の充実を一因として、目標を上回りました。第1次計画策定時の平成30年度には173,535冊であった蔵書が、令和6年度には196,553冊まで増加したことで、子どもが手に取れる本の幅が広がり、読書機会の増加につながったと考えられます。

図書館のおはなし会参加者数については、1歳6か月児健康診査の会場変更に伴い、おはなし会が実施されなくなった影響もあり、目標値には届きませんでしたが、多くの方の参加がありました。

小・中学生の「読書が好きな児童・生徒の割合」や読書習慣に関する指標については、目標に向けてさらなる取組の余地が残る結果となりました。一方で、「全国学力・学習状況調査（令和7年度）」との比較では、本市の「読書が好き」と答えた割合は高く、不読率に関する指標も良好な水準にあります。本市が実施したアンケート調査では、「みんなに読みやすい本があれば」「スマートフォンやタブレットが読書のためにもっと便利になれば」といった声が寄せられ、幅広い蔵書構成や利便性の向上が求められています。

高校生の不読率は目標値を達成しました。今後も、多様な興味・関心に応える読書活動を通じて、この水準を維持・向上させる必要があります。アンケート調査では、読書が好きではない理由として、半数の高校生が「他にしたいことがある」と回答しており、今後さらに多様な興味関心に応える読書活動の工夫が期待されます。

評価指標	実績 (令和6年度 松戸市)		目標値 (令和6年度 松戸市)	令和7年度 全国
	学年	割合	割合	割合
読書が好きな子どもの割合	小6	74.0%	80.0%	69.8%
	中3	66.7%	80.0%	61.7%
	高2	72.5%	80.0%	—
不読率	小6	21.0%	13.0%	29.0%
	中3	37.5%	25.0%	41.6%
	高2	10.0%	40.0%	—



基本方針② より良い読書環境の整備

松戸市総合計画のKPI⁸である「人口一人当たりの蔵書冊数」の増加に向けた取組や、令和3年度の東松戸地域館の開館により、児童書の蔵書数は目標に近接した結果になりました。児童書蔵書数の増加は、保育所（園）や放課後児童クラブ等への団体貸出数の増加にもつながり、団体貸出総数は目標を大幅に上回りました。

読書活動に関わる施設向けのアンケート調査では、70%以上の施設が図書室や図書コーナー等を設置しており、子どもが本に触れる場が一定程度整備されていることが分かりました。しかし、所蔵冊数には施設ごとの差が見られ、限られた図書購入予算を有効に活用する工夫が求められています。このような状況から、団体貸出の増加は、多様な背景を持つ子どもたちに読書機会を広げる上で意義があると考えられます。

一方、学校貸出の利用率は、目標に向けてさらなる活用が望まれます。学校側が求める資料提供、配送、運営支援等のニーズに対して、より一層応えていくことが次の課題です。また、子ども向けの点字・大活字・外国語資料等、多様なニーズに応える蔵書の整備については、予算や所蔵スペース等を効果的に活用しながら、引き続き拡充に努める必要があります。

評価指標	実績 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
学校貸出を利用している小学校の割合	63.0%	100%
学校貸出を利用している中学校の割合	28.0%	100%

基本方針③ 子どもの読書活動に関する普及啓発

ブックスタートは、親子の関わりを深めるとともに、子どもの言語発達や情緒形成を支える重要な取組です。配布率は100%を維持しており、乳児期から読書に親しむ基盤づくりは順調です。一方、図書館の案内・広報誌の配布数は、情報収集手段のデジタル移行を背景に目標値には届きませんでした。今後は、SNSやウェブサイト等のオンライン媒体を積極的に活用し、子育て世代や中高生に直接情報を届ける工夫が求められます。

評価指標	実績 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
ブックスタート配布率	100%	100%



(2) 第1次計画の取組状況

第1次計画では、「本に親しむ機会の充実」「より良い読書環境の整備」「子どもの読書活動に関する普及啓発」という三つの基本方針に基づき、学校や図書館を中心に様々な取組を進めてきました。

取組状況は「参考資料」にある「第1次計画の取組一覧」(p.64～)にまとめられています。ここでは、その主な取組を紹介します。なお、取組実績等の数値は、図書館が令和7年7月に実施した調査結果によるものであり、特に断りのない限り、令和6年度のもです。

学校

基本方針① 本に親しむ機会の充実

主な取組状況

- 朝の読書の取組 市立小学校45校中30校、市立中学校20校中18校で実施
- 読み聞かせ、ブックトーク⁹、ビブリオバトル¹⁰等、多様な取組を実施
- 授業の中で調べ学習、並行読書¹¹等で図書館の資料を活用
- 中学校、市立高校における情報リテラシー¹²に関する取組

小学校では、多くの学校やクラスで「朝の読書」が取り組まれました。「朝の読書」は、学校やクラスによっては朝以外の時間に行われる場合もありますが、通常、朝一定の時間を設け、クラス全員が一斉に本を読む活動です。実施したクラスの1か月の平均実施回数は8.8回となっており、活発に取り組まれています。短縮授業期間以外は毎日実施している学校もあります。このように日常的に本に親しむ時間を確保することで、子どもたちの読書の習慣化が促進されたと考えられます。

また、国語科だけでなく、その他の時間を活用して、絵本の読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルが行われました。読み聞かせは42校から実施したとの報告があり、ブックトークやビブリオバトルについては、10校から合計27回の実施報告がありました。ブックトークやビブリオバトルは、子どもたちの本への関心を高め、読書意欲を刺激する効果があります。1回のビブリオバトルの準備に5時間かける等、積極的な事例もあり、子どもたちが新たな本と出会い、読書への興味を持たせる点で大きな効果があったと考えられます。

中学校でもクラスで朝の読書が実施されており、実施校における月平均回数は小学校より多い18.7回でした。中学校でも読み聞かせは行われていますが、実施校数は3校合計12回と、小学校ほど多くはありません。一方で、中学校や市立高校では、ブックトークやゲーム的要素を取り入れたビブリオバトルがより頻繁に行われており、14校で合計48回実施されました。

小中学校では、学校図書館や図書館の資料を活用した調べ学習や並行読書が行われました。特に国語科、総合的な学習の時間、社会科での活用が多く、「図書館内にある新聞の社説を読み比べる学習を行い、情報を読み取る力を培った」(中学校)という事例も報告されています。また、修学旅行や校外学習に向けた事前調べ学習でも図書館の資料は活用され、子どもたちは事実の調べ方や資料の活用法を学びました。市立高校においては、県立図書館資料を活用し、英語や社会科等の授業で学びの充実が図られています。これらの取組を通じて、知識の定着や読書習慣の形成が進められています。



中学校や市立高校では、情報リテラシーに関して学び、話し合う機会も設けられました。日常生活の中で、子どもたちはインターネットを通じた様々な情報に接していますが、多様な情報を適切に利用し、危険性を回避する力を身につけることは重要な学習課題です。実施校数は限られていますが、中学校や市立高校の計10校で話し合う機会が持たれ、多くの生徒が情報リテラシーの重要性について学び理解を深めました。

このように、子どもたちが実際に本に触れ、読書や資料利用の経験を培う取組は、学習を一層豊かにするものであり、今後も充実させていくことが求められます。

基本方針② より良い読書環境の整備

主な取組状況

- テーマによる本の展示やおすすめ本の紹介の実施
- 学校貸出 小学校29校が4,910冊、中学校7校が487冊利用
- 学校図書館専門員・支援員¹³の全校配置

学校では、学習や読書活動推進のため、学校図書館の蔵書構成を工夫し、必要な本をそろえる取組が行われています。また、児童生徒の読書活動や図書館利用を促進するため、テーマごとの本の展示やコーナーづくりを実施しています。小学校では、20校がテーマごとの本の展示やコーナーづくりを行い、7校が蔵書の配架や並べ方を工夫しています。中学校では、8校がテーマ展示やコーナーづくりを行い、おすすめ本を目立たせるPOP¹⁴を作成した学校もありました。これらの活動は、学校図書館専門員・支援員や司書教諭¹⁵だけでなく、児童生徒（図書委員）自身も行っており、子ども同士で本の楽しさや面白さを共有する取組となっています。

学校では「学校貸出」制度を活用し、学校図書館に所蔵していない資料を図書館から借りることで、子どもたちが利用できる資料の幅を広げる工夫も行われました。

このような取組等を支えるため、本市では全小中学校に学校図書館専門員・支援員を配置しています。学校図書館専門員・支援員は、読み聞かせや学校図書館の整備・運営、さらに学校と図書館の間の窓口として、子どもたちの読書環境整備に重要な役割を担いました。また、資質向上のための研修会も実施しました。



基本方針③ 子どもの読書活動に関する普及啓発

主な取組状況 ● 保護者を対象とした啓発 市立小学校16校42回、市立中学校2校4回実施

保護者を対象とした読書活動の啓発として、保護者会等で本の大切さや読書の重要性等について伝える取組が行われました。また、図書館が開催するイベントの案内や、学校だよりや学校のホームページを通じて読書に関する情報を発信した例も報告されています。これらの活動は、家庭での読書習慣を支援し、家族ぐるみでの読書推進につながる取組となりました。

さらに、中学校では、複数の学校の教職員が教職員研修会に参加し、自身の識見やスキルを高めることで、日々の授業や読書活動の支援につなげました。

図書館

基本方針① 本に親しむ機会の充実

<乳幼児>

主な取組状況

- 市民センター等でのおはなし会 501回実施、6,747人参加
- 1歳6か月児健診会場で図書館の利用案内および読み聞かせ 88回実施、1,367人参加
- おはなしボランティア養成講座9人、ステップアップ講座71人受講
- おはなしボランティア登録者数 112人

市民センターや公民館、こども館等では、多数のおはなし会が開催されました。これらのおはなし会では、乳幼児期に楽しめる絵本や関連する本の紹介が行われ、その後、親子で絵本に親しむ時間を設けることで、家庭での読み聞かせにつなげることを目指しました。

また、母子保健担当室と連携し、1歳6か月児健康診査の会場では、保護者向けに図書館の利用案内を行うとともに、赤ちゃんと保護者を対象とした読み聞かせも実施されました。これらの活動は図書館から派遣したおはなしボランティアによって行われました。

図書館では、おはなしボランティアの養成や資質向上のための研修会も実施しました。おはなしボランティアは子どもの読書活動を支える重要な存在であり、その養成とスキル向上は活動推進の柱の一つです。今後も養成と資質向上への取組が継続して求められます。



<小学生>

主な取組状況

- 学校5校18クラスへ出前授業
- 読書に関わる記念日のイベント 7行事（延べ97日）実施

小学校と連携して、図書館の利用法や図書すいせん会¹⁶、百科事典の使い方を教える出前授業を行いました。出前授業は、学校からの依頼により図書館の学習支援専門員¹⁷が担当し、子どもたちは資料の使い方や本の楽しさを学ぶ機会となりました。

また、読書に関わる記念日である「子ども読書の日¹⁸」等に合わせ、おはなし会や各種イベント、企画展示等を実施しました。春の読書週間¹⁹には、企画展示や「としよかんクエスト²⁰」といったクイズラリーイベントを通じて、多くの子どもたちが本に親しみました。夏休み期間中には「見てトクする自由研究」の展示や理科読²¹講座の開催等、自由研究や学習に役立つ資料に触れる機会を提供しました。紙芝居まつりやワークショップ等、子どもたちの関心に応じた多様な活動も展開されました。秋の読書週間には「松戸っ子おすすめ本POPコンクール」入賞作品の展示を行い、子どもたちが主体的に参加する機会を通して、資料の利用や読書のきっかけづくりが図られました。

これらの取組により、子どもたちは学習や読書に役立つ資料に親しむとともに、読書活動への興味を深めることができました。

<中高生>

主な取組状況

- YAコーナー²²で資料展示の工夫
- 読書週間等に合わせて読書を訴えるイベント実施

中高生向けの資料収集にも力を入れ、スペースが確保できる館（本館・東松戸地域館・小金分館）では「YAコーナー」を設置しています。YAコーナーでは、中高生に興味を持ってもらえる資料を展示・紹介し、表紙を見せる形で配架する等、手に取りやすく目に留まりやすい工夫をしています。

また、中学校全校に向けてブックリスト「わかば通信」を配布し、図書館の利用や読書のきっかけを提供しました。さらに、夏休み期間中には学習支援専門員による中学生向け講座を開催し、秋の読書週間には中学生も対象であるPOPコンクール入賞作品の展示を行う等、読書や活字へ親しむきっかけとなる場の提供をしました。

<配慮を必要とする子ども※>

主な取組状況

- リーディングトラッカー²³を図書館全館へ導入

読書が困難な子どもたちを支援するための補助具として、リーディングトラッカーを図書館全館に導入しました。利用方法を掲示して気軽に使える環境を整えています。また、図書館への来館が困難な子どもたちには、子育て支援施設等への団体貸出を行い、読書の機会を広げています。

※本計画では「病気や障害、生活上の困難、言語の壁、家庭や学習環境等、多様な背景から読書に親しみにくい子ども」のことを、配慮を必要とする子どもとしています。



基本方針② より良い読書環境の整備

<乳幼児>

主な取組状況

- 図書館の赤ちゃん向け絵本コーナー 6館に設置
- 保育所（園）、幼稚園等へ団体貸出 2,766冊
- 母子保健担当室等と連携してブックスタートの実施

図書館では、赤ちゃん向け絵本コーナーを増設し、保護者と乳幼児が本を選び、読み聞かせを楽しめる環境整備を推進しています。

また、市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園等への団体貸出を行いました。現在、登録団体は29団体で、ほとんどの施設に本のコーナーがありますが、新しい資料を十分に購入することが難しい場合があります。この取組は、子どもたちの身近な場所での読書環境の改善に役立つことを一つの目的としています。

さらに、母子保健担当室と連携して「絵本を通じて赤ちゃんとその保護者がゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけ」を届けるブックスタート事業を実施しました。図書館は幼児教育課と連携して資料の選定やPRを担っています。この事業は、母子保健担当室・幼児教育課との協働で実施されており、母子保健担当室で配布した絵本は、図書館にも常時設置され、家庭や施設での読書環境を支える役割を果たしています。

<小学生>

主な取組状況

- 学習支援専門員（2名）の配置（中高生向けと兼務）
- 魅力的な図書館蔵書の構築
- 学校図書館専門員・支援員、学校ボランティアのための講座や研修会の実施

学校との連携や支援の強化を目的に、学習支援専門員を配置しました。学習支援専門員は図書館で学校支援等を担当する教諭経験者で、学校での学習状況と図書館サービスをつなぐ役割を果たしています。

図書館では、児童本の入れ替えを随時行うとともに、子どもからの予約が多い資料やリクエスト²⁴資料を積極的に購入し、魅力ある蔵書の構成に努めました。また、季節や時季に応じた展示も実施しています。学習状況に合わせた資料は学習支援専門員が中心に選定し、小学校向けに授業に役立つ資料一覧を作成し配布しました。

さらに、デジタル資料の活用に向けて、本館と東松戸地域館にタブレット型インターネット端末を設置しました。自分が借りている本の記録を残せる「読書通帳²⁵」の記帳機も、設置場所が5館に拡大され、小学生までが利用できます。

加えて、小学校で活動する読み聞かせボランティアを支援するための講座も実施しました。また、学校に配置されている学校図書館専門員・支援員に対しても研修会を行い、読書環境や学習支援の充実を図っています。



<中高生>

- 主な取組状況**
- 授業に役立つ資料一覧を市内中学校22校に月1回配布

授業に役立つ資料のリストを作成し、市立20校、私立2校に配布しました。

<配慮を必要とする子ども>

- 主な取組状況**
- 施設のバリアフリー化等
 - 読みやすさに配慮したアクセシブルな資料の収集

施設のバリアフリー化への取組として、東松戸地域館には対面朗読サービス²⁶のためのハンディキャップサービスルーム²⁷を設置するとともに、点字誘導ブロックやピクトグラムによる館内案内も整備しました。令和2年度以降に開館または改修した分館では、書架間隔の拡張等、身体に障害のある方が利用しやすいバリアフリー基準に準じた配慮を行っています。

また、通常の資料では利用が難しい子どもたちのために、布絵本²⁸、点字絵本、大活字本²⁹、LLブック³⁰、外国語の絵本等の収集を進めました。東松戸地域館では、デージー図書³¹や録音図書再生機器、音声読書器、拡大読書器に加え、配慮を必要とする子どもが利用しやすい資料を集めた「本の楽しみ方サポートコーナー³²」を設置しました。

本館と東松戸地域館では、拡大表示等ができるタブレット型インターネット端末を設置する等、誰もが情報にアクセスしやすい環境を推進しています。

基本方針③ 子どもの読書活動に関する普及啓発

- 主な取組状況**
- 推薦リスト、おすすめリストの作成および配布
 - 乳幼児向け 3種類3,500枚配布
 - 小学生向け ブックリストを市内小学校46校に配布
 - 中高生向け ブックリストを市内中学校22校・高等学校10校に配布、SNSでの発信

乳幼児向けには、推薦図書リストを作成して配布し、ホームページでも発信しました。また、保護者を対象に年齢別、季節別の絵本紹介や、絵本の選び方をテーマとした講座も開催しました。小学生には、図書館の利用案内と推薦図書リスト「こどものほんだな」「この本よんで」等を配布し、学校や家庭での読書活動を支援しました。中高生向けにはおすすめ本リスト「わかば通信」を作成して学校へ配布するとともに、SNSでYA展示コーナーの情報を発信しました。配慮を必要とする子どもには、障害者サービスや団体貸出についての情報をホームページで発信し、やさしい日本語による利用案内資料も作成・配布しました。



その他

主な取組状況

- ブックスタート事業 100%の実施
- 未就学児がいる家庭での読み聞かせ頻度 週1回以上が83.7%
- 未就学児向け施設の73.8%、小・中・高等学校の児童・生徒向けの施設の87.1%が本のコーナーを設置

本市では、学校や図書館以外の場でも、全ての子どもたちが本に親しめる環境を整える取組を行っています。具体的には、ブックスタート事業や乳幼児健診の際に読み聞かせを行い、保護者に図書館や子どもの本について案内する活動です。ブックスタート事業では、母子保健担当室による乳幼児訪問時に絵本を1冊プレゼントしており、提供率は100%となっています。

第1次計画では、家庭や地域の関連施設にも子どもの読書活動推進のための支援をお願いしました。乳幼児健診では、子どもの読書の重要性を伝える説明や読み聞かせを実施しています。子育て支援施設や団体等には、図書館からの団体貸出等の図書館サービスを通じて、施設における読書環境整備を支援しました。

今回、第2次計画策定にあたり実施したアンケート調査によると、未就学児がいる家庭での読み聞かせは「ほぼ毎日」が29.1%、「週に2～4回程度」が34.0%、「週に1回程度」が20.6%で、ほとんどの家庭で読み聞かせが行われていることがわかりました。地域の関連施設では、未就学児向けの施設の73.8%、小・中・高の児童・生徒向けの施設の87.1%が、図書室や図書コーナーを有し、20.6%の施設が図書館からの団体貸出を利用しています。さらに、多くの施設ではおはなし会やパネルシアター³³等、子どもたちが本や読書に親しむ取組が活発に行われています。

第1次計画では、このように家庭や施設においても、子どもたちが本に親しむことを目指した取組や配慮がなされました。



4 アンケートからみる子どもの読書実態

次に、第2次計画策定にあたり実施したアンケート調査結果から、本市の子どもの読書実態を分析します。

(1) アンケート調査の概要

■ 調査対象

対象	配布数	有効回収数	有効回収率※1
未就学児（およびその保護者）	1,000件	374件	37.4%
小・中・高等学校の児童・生徒	小学生1,611件	小学生283件	小学生17.6%
	中学生1,481件	中学生76件	中学生5.1%
	高校生960件	高校生182件	高校生19.0%
関連施設※2への調査	479件	136件	28.4%
総数	5,531件	1,051件	19.0%

※1 中学生の回答については、有効回収率を考慮し慎重に傾向を読み取ります。

※2 関連施設：保育所・こども園・幼稚園・おやこDE広場・放課後児童クラブ・児童館・中高生の居場所・障害児通所支援事業者等

■ 調査期間 令和7年7月11日～31日

■ 調査方法 郵送等で配布、ウェブ回答

(2) アンケートからみる子どもの読書実態

① 読書関心と読書機会の状況

現状

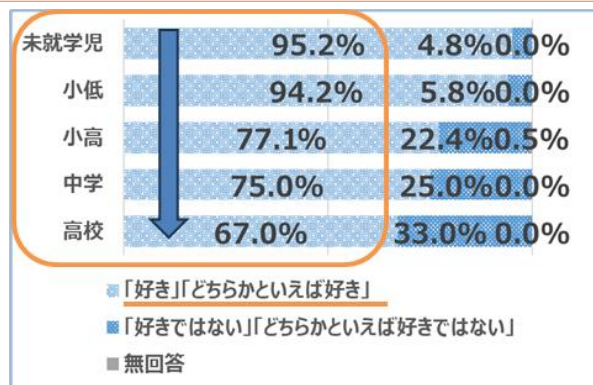
- 未就学児では本が「好き」「どちらかといえば好き」の回答が95.2%と高いが、学年が上がるにつれて読書への関心は低下する。
- 1か月の読書量について、高校生では約46.7%が「読まなかった」と回答する等、読書量も年齢が上がるにつれて減少する傾向がある。
- 読書が好きではない理由は、小学生では「インターネットやゲーム、テレビの方がおもしろい」「文字・文章を読むことが苦手・面倒」が多く、中高生は「他にしたいことがある」が多い。

課題

- 年齢が上がるにつれて読書関心・読書量が減少する。
- デジタルメディアや他の活動と競合してしまい、読書時間の確保が難しい。

方向性

- 発達段階に応じた読書関心を育む取組を推進する。
- 興味に沿った短時間で楽しめる本やデジタルメディアとの連携による読書機会の拡大を図る。
- 最初の一冊との出会いを創出し、全ての子どもが抵抗なく読書に親しめる環境を整備する。



② 読書活動への参加

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 本の選び方は偶発的で、表紙や中身を見て決める傾向が強い。 ● 小学校低学年の半数が「好きな本をおすすめしあえる」ことに期待している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 偶発的な出会いや読書体験の共有の場が求められている。 ● 子どもが発信者として読書活動に関わる機会を拡充する余地がある。

方向性

- POP作成やイベント等、子どもが主体的に関われる参加型活動を推進する。
- 展示・配架・イベントを通じて偶然の出会いを創出し、読書動機を喚起する。

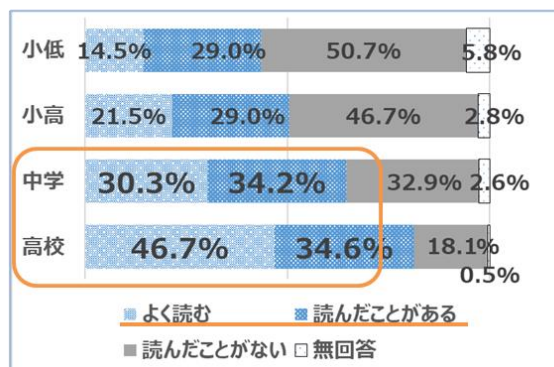
③ デジタル環境の現状

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 中高生の電子書籍（マンガ）の利用率は高く、高校生では46.7%が「よく読む」と回答しており、“読む”行為の多様化が進んでいる。 ● 読書が好きでない子どもは、文字中心よりも読みやすさや利便性を重視する傾向がある。 ● デジタル資料（本・動画・音楽）への関心は高く、スマートフォンやタブレットを通じた図書館利用への期待もある。 ● 未就学児の保護者の半数以上が「図書館に行かなくても本が借りられるサービス」を希望している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子書籍の利用が進むだけでなく、活字読書から離れる傾向があり、従来型の読書習慣だけでは読書への関心が持続しない。 ● デジタルサービスによる利便性向上やオンライン読書体験の推進への期待がある。

方向性

- 電子書籍やAI、オンライン貸出・予約システム等を活用し、利便性および読書体験の魅力向上を検討する。
- デジタル資料やマンガを入口に活字文化への関心を広げる工夫を行う。
- 時間や場所の制約を超えて読書に親しめる環境を整備する。

小中高生対象、「電子書籍（マンガ）を読むか」の回答



④ 学校図書館の利用と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校図書館は身近な読書拠点として重要だが、中高生の60%以上が1か月の間で「行かなかった」と回答している。 ● もっと読書をするためのアイデアとして、中高生は「自分たちの世代が好む本がたくさんあれば」「読みやすい本がたくさんあれば」との回答が多く、「読みたい本がない」と感じている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものニーズに沿った蔵書構成や案内の充実が必要である。 ● 学校と図書館の有機的な連携の強化が必要である。

方向性

- 学校図書館と図書館の連携を強化し、身近な読書拠点としての機能を向上させる。
- 学齢・関心に応じた蔵書の充実、リクエスト制度の周知、手に取りやすい案内の整備を推進する。

⑤ 家庭・地域の読書環境と連携

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連施設の74.3%は図書コーナーを設置しているが、蔵書規模301冊以上は20.8%、年間購入予算は平均45,581円等の状況にあり（施設向けアンケート結果）、<u>十分な蔵書の更新が難しい施設もある</u>。図書館サービスを「知らない」と回答する施設も一定数存在する。 ● 家庭では読み聞かせは行われているものの、<u>時間確保や本選びに課題がある</u>。 ● 子どもは学習・交流・趣味・くつろぎ等、<u>多様な居場所を求めている</u>。 ● 1年間で図書館を利用しなかった未就学児の保護者は、<u>時間・場所の制約や子ども連れでの利用のしやすさを課題</u>としている。 ● 未就学児の保護者は、ブックリスト提供やデジタル貸出、おはなし会、参加型イベント等の<u>子ども主体のサービスに期待している</u>。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連施設の読書環境は限定的であり、また図書館サービスの周知が必要である。 ● 家庭における読書活動の支援の強化が必要である。 ● 多様なニーズに応じた環境整備が十分でない。 ● 家庭・学校・図書館・施設等の地域一体での連携を強化する余地がある。

方向性

- 家庭へのブックリスト提供や相談等、家庭における読書活動の支援を強化する。
- 子ども連れでも利用しやすい図書館環境を整備する。
- 読書だけでなく、学習・交流も可能な多様な「居場所」として空間整備を推進する。
- ボランティアや行政とも連携し、地域一体での支援を推進する。



5 学校における読書活動の取組

市立小・中・高等学校の読書活動の実態から明らかになった点と、その分析を示します。

① 図書館による学校支援サービス・連携

図書館による学校支援・連携は、子どもたちの読書環境を豊かにする上で不可欠です。

小学校

約8割の小学校で「学校貸出」や「学習単元に応じた資料借用」を実施しており、司書教諭・学校図書館専門員・支援員を介した連携が中心です。資料は、国語、総合的な学習の時間、社会、理科での調べ学習・並行読書を中心に活用され、SDGsや修学旅行、はたらく自動車等、学年ごとのテーマに応じた活用が多く、授業連携はおおむね定着しています。

中学校・高等学校

中学校では、小学校より活動頻度が下がり、「学校図書館専門員・支援員を介した連携」が中心になっています。活用している学校では、職業関連、修学旅行、探究学習等、特定単元での活用が見られる一方、「今後進めたい」「活用していない」と回答する学校が多いのも現状です。市立高校では、県立図書館から資料を借り受け、英語や社会科の授業で活用しています。

課題（図書館による支援）

読書活動に関わる学校側の担当者は、時間の確保が難しく、資料運搬の負担も大きいいため、学校貸出の効率化や資料確保の利便性向上が求められます。

また、全学年・全教科への均等な支援が必要です。デジタル化による情報共有（ブックリストや学校連携だより等）のニーズも高まっており、ツールの利便性向上や定期的に情報交換ができる関係性が求められています。

課題（図書館との連携）

学校と図書館が協働する体制構築には、引き続き工夫が必要です。学習支援専門員をはじめ図書館職員、教員、司書教諭、学校図書館専門員・支援員、学校司書等、それぞれの専門性や役割を活かしながら、各校への人材配置や研修の充実が現場から期待されています。図書館では、授業支援スキルや選書能力、デジタルツール活用力といった視点を持って取組を進めるとともに、市立高校からは、資料提供・相談対応・学校図書館運営支援・デジタルサービス連携・人材交流等、包括的な連携に期待が寄せられています。そのため、今後も学校と図書館が一体となった連携強化に力を入れていく必要があります。



② 教育課程における学校図書館活用

学校図書館活用を教育課程に組み込み、計画的・継続的な読書活動を推進します。

小学校

国語、総合的な学習の時間、社会、理科での調べ学習・並行読書を中心に活用されています。SDGsや修学旅行、はたらく自動車等、学年ごとのテーマに応じたものが多く、授業連携はおおむね定着しています。

中学校・高等学校

中学校では国語での文学的資料活用が多く、修学旅行・探究・調べ学習等、特定単元での活用もあります。市立高校では、英語や社会科の授業で活用しています。

課題

学校図書館が教育活動を支える拠点としての機能を発揮するためには、各校への人材配置や研修の充実、図書館が持つ専門性を学校現場に伝える仕組みの整備等の構築が求められます。市立高校においても、図書館との実践的な協力体制に期待を寄せており、実現に向けた整理・検討が必要です。

図書館を情報発信・研修拠点として活用し、効果的な指導法やデジタルツールの活用法、学校図書館活用の意義等を教員に提供する取組は、各学校の専門性向上や読書活動の推進につながります。

③ デジタル環境の整備と多様な媒体の活用

小学校

電子書籍端末の導入や読書ログ・おすすめ機能の活用に肯定的意見もありますが、紙の本の価値や視力・集中力への影響を懸念する意見もあります。通信環境や操作指導者不足も課題として挙げられています。

中学校・高等学校

通信環境や端末性能の改善が挙げられているほか、教員研修や教育的活用法の共有についても課題があります。実際の教育現場では、必ずしも電子書籍に重点を置かない場合もあり、紙媒体を重視したいとの意見も存在します。デジタル環境の推進については、検討段階にあります。

課題

GIGAスクール構想により基盤整備は完了していますが、安定した通信環境の維持や効果的な利活用のための支援が課題として挙げられています。導入・活用に向けては、ネット環境・端末性能・人材研修の三位一体で整備する必要があります。電子書籍は補完的手段として位置づけ、まずは家庭や学校での理解・モデル教育を進めることが求められます。



④ 魅力ある学校図書館環境の創出

小学校

季節・学習テーマに合わせた展示・紹介が活発で、図書委員・ボランティア・学校図書館専門員・支援員が協働しています。NDC分類の明示、おすすめコーナー、POPづくりも定着しています。

中学校・高等学校

中学校では、学校図書館専門員・支援員や図書委員中心のテーマ展示や新刊展示が主な活動です。市立高校においても、生徒が興味を持ちやすい配置等を工夫しています。

なお、5類・6類（産業・技術）の蔵書不足を課題として挙げる学校もありました。この分野は出版点数自体が他分野に比べて少ない傾向がありますが、内容の進化も早いため、継続的に新しい本を入手するには予算が必要です。また、専門性が高い分野でもあるため、年代に合わせた選書に専門性が求められます。

課題

司書教諭・学校図書館専門員・支援員の配置が環境整備状況に大きく影響するため、体制整備が重要です。また、児童・生徒参加型運営（POP作成・選書）等、関心に沿った環境整備の継続が必要です。

さらに、学校図書館の充実には、魅力的な蔵書構成を維持するための計画的予算配分や、読書活動・学校図書館活用のための時間確保が、学校図書館の一層の充実に向けた重要な要素となります。

⑤ 段階に応じた支援・連携

小学校

系統的な学校図書館活用が進む中、「探究学習・調べ学習」を重視した図書館＝学びの場への転換や、高学年の読書時間確保が求められています。

中学校・高等学校

教科担任制³⁴や部活動等、学校の教育活動の特性を踏まえた支援が必要です。しかし、そのためには、学校図書館専門員・支援員の常勤化、予算や時間確保、デジタル資料との連携、授業内での活用モデルの整備等の課題があります。

課題

学校・図書館の連携と支援体制の強化、人材確保とICT環境整備が重要です。学校図書館を教科学習・探究活動のハブとして位置づけるビジョンの共有・浸透が重要です。



6 第2次計画推進に向けて

第1次計画の取組状況と成果、アンケート調査、学校における実態確認の結果から見えた本市の子どもの読書状況と課題を踏まえ、「第2次松戸市子どもの読書活動推進計画」に向けて、以下の視点から取組を推進します。

① 子どもの多様なニーズに応じた読書機会の拡充

子どもの発達段階や多様なニーズに応じて、全ての子どもが読書に親しめる機会を広げます。読書関心の低下や読書時間の減少傾向を踏まえ、読書が好きな子どもには習慣の継続を、読書に馴染みのない子どもには関心を高めるきっかけづくりを、家庭や地域と連携して進めます。

② 子どもが主体となる読書環境の構築

子どもが読書を「楽しい」と感じ、自ら読書活動に関わろうとする気持ちを育てる環境を整えます。偶発的な本との出会いや、友人・家族との読書共有を通じて、主体的に読書活動に参加できる機会を支援し、乳幼児から中高生まで一貫して読書を楽しめる環境の充実を目指します。

③ デジタル環境の活用・整備

急速なデジタル化の進展に対応するため、電子資料やデジタル技術を活用して、時間や場所にとらわれず読書に触れられる機会の整備を推進します。デジタルを入口として読書への関心を深め、活字文化の継承と発展につなげます。

④ 学校と図書館の連携

学校と図書館が連携し、子どもたちの学びと読書活動をより効果的に推進します。学校図書館の身近さと公共図書館の専門性を活かし、連携を一層強化することで、読書への関心を高め、読書に親しめる環境を整えます。



第2章

第2次松戸市子どもの読書活動推進 計画の基本的な考え方

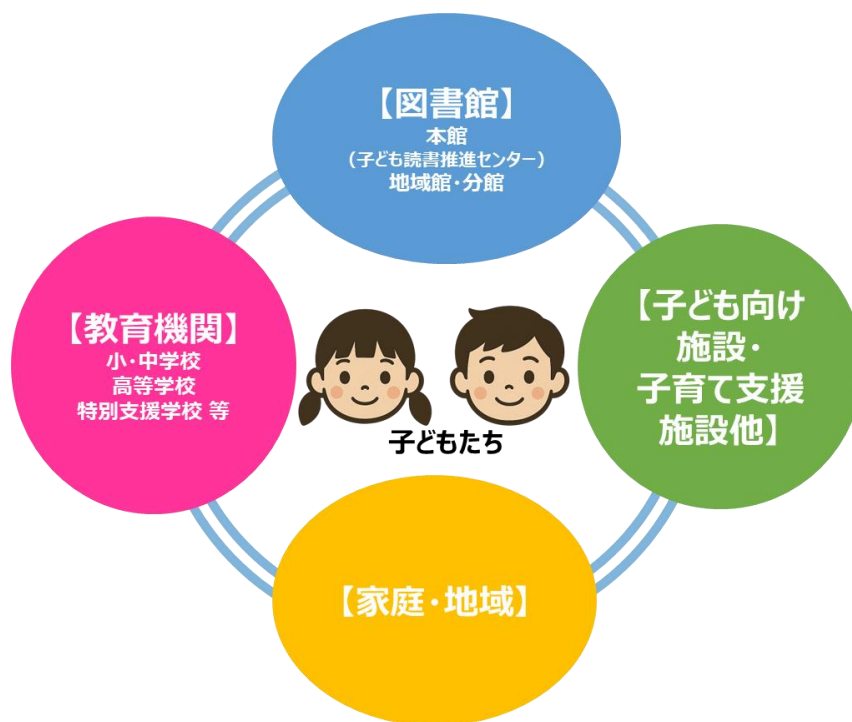


第1次計画の取組状況と成果、アンケート調査、学校の実態確認を踏まえ、第2次計画の基本的な考え方を以下に示します。

1 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定されるものであり、国や県の計画を基本とし、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

また、第1次計画の理念や成果を継承・発展させつつ、「松戸市総合計画」や「松戸の学びモデル」、
「松戸市子ども総合計画」、「松戸市図書館整備計画」等、上位計画・関連計画との整合性を図ります。



**▲本計画の策定・実行にあたり
地域全体で一体となって子どもの読書活動推進を担うことが求められます**



2 基本理念

本を通じて 子どもを育む まつど

第1次計画の基本理念「本を通じて子どもを育むまつど」は、子どもの読書活動推進の根幹であり、社会状況の変化に左右されない普遍的な価値を持つことから、第2次計画においても継承します。

3 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、第1次計画に引き続き、以下の三つを基本方針として掲げます。

①

本に親しむ機会の充実

子どもの発達段階や多様なニーズに応じた読書機会を提供し、家庭・地域・学校・図書館・行政等の連携を通じて、生涯にわたる読書習慣の基礎を育みます。

②

より良い読書環境の整備

地域の施設間連携とデジタル技術の活用を二つの柱とし、子どもたちが場所や時間を問わず、多様な形で本に触れることができる読書環境を整備します。

③

子どもの読書活動に関する普及啓発

多様な媒体による情報発信や啓発活動を推進し、子どもの読書活動に対する市民の理解と関心を高め、関連サービスの利用を促進します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。計画期間の終了に際しては、取組状況の評価や必要な調査等を実施した上で、計画の見直しを行います。

5 計画の対象

本計画は、未就学児から高校生まで、おおむね18歳以下の全ての子どもを対象とします。あわせて、その読書活動を支える全ての大人や地域、学校、図書館、行政、関連施設への働きかけも重要な取組として位置づけます。



6 評価指標および目標値

第2次計画の進捗状況を把握するため、以下の評価指標を設定し、目標達成を目指します。

基本方針	評価指標	現状値 (令和6年度 松戸市)	目標値 (令和12年度 松戸市)	
本に親しむ 機会の 充実	児童書貸出数（図書館）	803,858冊	810,000冊	
	図書館を利用した子どもの割合	小低	53.6%	60.0%
		小高	23.8%	30.0%
		中学	18.4%	20.0%
		高校	17.0%	20.0%
	読書が好きな子どもの割合	小6	74.0%	80.0%
		中3	66.7%	80.0%
		高2	72.5%	80.0%
	不読率	小6	21.0%	20.0%
		中3	37.5%	36.5%
高2		10.0%	10.0%	
より良い 読書環境 の整備	児童書蔵書数（図書館）	196,553冊	205,000冊	
	団体貸出総数	2,728冊	4,000冊	
	学校貸出を利用している小学校の割合	63.0%	80.0%	
	学校貸出を利用している中学校の割合	28.0%	40.0%	
	子ども向けの点字・大活字・外国語資料数	677点	750点	
子どもの 読書活動 に関する 普及啓発	ブックスタート配布率	100.0%	100.0%	
	子どもの読書活動推進に関わるSNS投稿数	—	100件	
	図書館サービスを「利用している」 「知っている」施設の割合	45.9%	50.0%	
	学校からの図書館見学 ³⁵ 等の受入数	17件	25件	
	YA（ヤングアダルト）・児童書の展示回数	13回	20回	



第3章

第2次松戸市子どもの読書活動推進 計画の具体的取組



1 取組の構成

第2章で述べた基本理念・基本方針を実現するための取組を、子どもの発達段階に応じて

①乳幼児 ②小学生 ③中高生 の時期に必要な取組に分けて整理しました。

また、子どもたちの年齢や発達段階、生活環境等、多様な背景を考慮し、読書に親しみにくい子どもへの取組は、それぞれの状況に応じた対応の重要性を踏まえて、④配慮を必要とする子ども として別に整理しています。

①～④は各実施主体別に取組内容を記載し、地域で一体となって子ども読書活動を推進します。

なお、今後の取組のうち、家庭や地域、子育て支援施設等においては、子どもの読書活動推進にあたり、期待される具体的な取組を記載しています。

発達段階の特徴

時期等	特徴
①乳幼児 (おおむね6歳まで)	言葉や感情の基礎を育む時期であり、大人の読み聞かせを通じて本と出会います。音や絵の楽しさと安心感等が読書への入口となり、家庭や地域等での環境づくりが自然な読書習慣の芽生えにつながります。
②小学生 (おおむね6～12歳)	文字を習得し、自分で読む力を伸ばす時期です。低学年は読み聞かせから自力読書へ、中学年は物語や知識の広がりを経験し、高学年は自ら選び語る活動へ発展します。
③中高生 (おおむね12～18歳)	自己形成や進路意識が高まる時期で、読書は自分や社会を考える手がかりとなります。読書離れが増加する年齢で、デジタルやイベントを活用した工夫や、物事を多面的に考える力を育む読書活動が有効な時期です。
④配慮を必要とする 子ども	病気や障害、言語の壁、家庭や学習環境等、多様な背景から読書に親しみにくい子どもたちがいます。本を手にとったり、読む環境を整えたりすることが難しい場合もあるため、一人ひとりの状況に合わせたサポートが、読書を楽しむ第一歩となります。



2 具体的な方策

以下のとおり、発達段階別および実施主体別に、第2次計画における具体的な取組を示します。各取組には、「方向性」として「新規」「継続」「拡大」のいずれかを表記しました。「新規」は第2次計画で新たに項目として設定した取組、「継続」は第1次計画から継続する取組、「拡大」は第1次計画の取組を拡充するものです。

（1）乳幼児

第2次視点

- 乳幼児と保護者が、日常の中で自然に本に触れられる機会・場を創出します
- 乳幼児や保護者の視点を尊重し、気軽に読書活動に親しめる取組を推進します
- デジタル技術を活用し、時間や場所にとらわれない読書環境づくりを推進します
- 家庭・乳幼児向け施設・図書館・その他関連組織等の連携を深めます

家庭・地域

読書習慣の形成には、早い時期（乳幼児期）からの働きかけが大切です。家庭での読み聞かせや、地域における本との出会いを通じて、子どもは自然に本に親しむことができます。そのため、家庭や地域の実情や子どもの発達段階に応じて、図書館等を活用しながら、日常的に本に触れられる環境を整えることが望まれます。

家庭

項番	基本方針	取組内容および期待されること	方向性
1	—	保護者による絵本の読み聞かせ ⇒読書の楽しさの発見、読書習慣の形成が期待できます	継続
2	—	家族で図書館や書店を訪れる ⇒年齢に合った本との出会いが期待できます	継続
3	—	おはなし会への参加 ⇒本に親しむ体験の提供が期待できます	継続
4	—	図書館の資料貸出等 ⇒家庭での本へのアクセス確保が期待できます	新規
5	—	保育所（園）・幼稚園・認定こども園等で紹介された本の感想を子どもに聞く ⇒園と家庭をつなぐ読書体験の継続が期待できます	新規
6	—	子どもの興味や関心に沿ったテーマの本の用意 ⇒興味を起点とした読書意欲の向上が期待できます	新規
7	—	読書記録や読書通帳の活用 ⇒読書履歴の可視化による継続意欲の向上が期待できます	新規



地域

項番	基本方針	取組内容および期待されること	方向性
1	—	地域団体等による絵本の読み聞かせ ⇒身近な環境での関わりを通し、読書への関心を高めることが期待できます	継続
2	—	家庭文庫 ³⁶ ・地域文庫・まちライブラリー ³⁷ の開設 ⇒身近な場所で本に触れる機会が増え、読書習慣の形成が期待できます	拡大
3	—	地域の行事や集まりに合わせた本に親しむ企画の実施（おはなし会・本の交換会等） ⇒自然に本と出会い、読書に親しむ機会の創出が期待できます	新規
4	—	地域団体における図書館サービスの活用（団体貸出・パートナー講座 ³⁸ 等）⇒子どもの多様な読書体験が広がることを期待できます	新規
5	—	地域団体によるSNSでのおすすめ絵本情報の共有 ⇒情報に触れる機会が広がり、地域や家庭での読書への関心が高まることを期待できます	新規



保育所（園）・幼稚園・認定こども園

「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」・「幼稚園教育要領」では、言葉を育むために絵本や物語に親しむことが重視されています。同指針等に基づき、絵本や物語のリズムや表現を楽しむ経験は、将来の読書習慣の土台づくりにつながります。そのため、保育所（園）や幼稚園、認定こども園等の未就学児向け施設では、子どもの興味や関心に応じた絵本の読み聞かせやおはなし会等、本に親しむ機会を充実させるとともに、環境整備に取り組むことが望まれます。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	おはなし会を開催し、読書に親しむ機会を充実させます	継続
2	①	ボランティア派遣や備品貸出等の支援サービスを活用します	新規
3	①	出前講座等の図書館事業を活用して、本の楽しさを伝える機会を増やします	新規
4	①	保護者や子どもの意見を反映した本の収集や参加型の企画を推進します	新規
5	②	乳幼児・保護者向けの本を収集し、図書館の貸出を活用します	継続
6	③	本や読書活動に関する知識の習得を促進します	継続
7	③	保護者を対象とした読書活動の機会提供や啓発を行います	継続



子育て支援施設

【おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む、児童館、こども館】

日常的に保護者と乳幼児が訪れる子育て支援施設では、子育て支援の一環として、子どもと保護者が読書を楽しめる機会や環境を整えることが望まれます。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	おはなし会を開催し、読書に親しむ機会を充実させます	継続
2	①	ボランティア派遣や備品貸出等の支援サービスを活用します	新規
3	①	出前講座等の図書館事業を活用して、本の楽しさを伝える機会を増やします	新規
4	②	子育て情報や乳幼児向けの図書コーナーを設置します	継続
5	③	読書活動の機会提供や啓発を行います	継続



図書館

図書館は、子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を担います。また子どもが、多くの本に触れ、親しみ、楽しめる身近な場所でもあります。そのため、乳幼児が本に興味や関心を持てる企画やイベントの実施、読書活動の普及啓発に取り組みます。

あわせて、子育て中の保護者が、いつでも子どもと一緒に利用しやすい施設となるよう整備を進めます。さらに、関係機関・団体、ボランティア等と連携・協働を推進します。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	市民センター等でおはなし会を開催し、親子で絵本に親しむ機会を提供します	継続
2	①	おはなし会で関連本を紹介し、家庭で絵本を楽しむきっかけづくりに取り組みます	継続
3	①	乳幼児の読書活動を推進するデジタルサービスや企画の導入を検討します	新規
4	②	保育所（園）や幼稚園等へ情報提供および選書相談を行います	継続
5	②	保育所（園）・幼稚園・子育て支援施設等へ団体貸出を行います	継続
6	②	読書履歴を活用し、読んだ本を可視化できる環境を整えます	拡大
7	②	施設改修時には子どもと保護者が利用しやすい環境を整備します	新規
8	②	紙芝居や紙芝居舞台、大型絵本等の資料や備品を充実させます	新規
9	②	本の返却等サービス拠点の増設を検討します	新規



項番	基本方針	取組内容	方向性
10	③	推薦図書リストを配布し、ホームページやSNSで情報を発信します	継続
11	③	「親子絵本講座 ³⁹ 」「パートナー講座」を開催します	継続
12	③	短時間でも取り組める読書活動に関わる情報を提供します	新規
13	③	子どもや保護者が気兼ねなく利用できる図書館であることを周知します	新規
14	③	SNSで読書の重要性や読書活動に関する情報を発信します	新規
15	③	施設向け図書館サービスの案内を推進します	新規
16	③	保育所（園）・幼稚園・認定こども園に向けて、団体貸出、ブックリスト、出張おはなし会等、図書館サービス等の案内を充実させます	新規
17	③	子育てアプリにおける情報発信の充実を図ります	新規
18	③	市公式LINEにおける情報発信の充実を図ります	新規
19	①②③	おはなしボランティアを養成し、研修会を開催します	継続
20	①②③	ボランティアコーディネーター ⁴⁰ を配置・活用し、おはなしボランティア育成を進めます	新規
21	②③	ブックスタート事業について関係課と連携します	継続



その他

図書館以外の行政関係部署においても、必要に応じて連携・協力し、保護者や乳幼児の読書活動を推進します。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	③	ママパパ学級等で、保護者への読書活動の普及啓発を行います【母子保健担当室、図書館】	継続
2	③	ブックスタート講演会を開催します【幼児教育課】	継続
3	③	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で、「友だち100冊できるかな？」を配布します【母子保健担当室、図書館】	継続
4	①②③	ブックスタート事業を実施します【幼児教育課、母子保健担当室、図書館】	継続



（2）小学生

第2次視点

- 小学生期の特徴を踏まえ、将来の読書習慣や学びを支える活動の機会・場を創出します
- 交流や遊びの要素を取り入れ、子どもが主体となる多様な取組を推進します
- 一人一台のコンピュータの活用等、DXを活かした読書活動を推進します
- 図書館と学校の連携に加え、家庭や児童向け施設等との連携を進めます

家庭・地域

小学生期は、文字を習得し、多様なジャンルに関心が広がる時期です。この時期に自分の好きな本に出会うことは、将来の読書習慣を支えるきっかけになります。また自分で本を手取るようになり、読む力が育まれることで、その後の学びの基盤がつけられます。そのため、家庭や地域の身近な環境、子どもたちの興味・関心に応じて、図書館等を活用しながら、読書活動に取り組むことが望まれます。

家庭

項番	基本方針	取組内容および期待されること	方向性
1	—	保護者による読み聞かせや読書時間を設ける ⇒家庭での読書時間の確保が期待できます	継続
2	—	家族で図書館や書店を訪れる ⇒年齢に合った本との出会いの促進が期待できます	継続
3	—	おはなし会への参加 ⇒本に親しむ体験の提供が期待できます	継続
4	—	図書館の資料貸出等 ⇒家庭での本へのアクセス確保が期待できます	新規
5	—	子どもと保護者と一緒に本を探す ⇒本を探す体験を通じた読書活動の共有・拡大が期待できます	新規
6	—	子どもの興味関心に応じたテーマの本選び ⇒興味を起点とした読書意欲の向上が期待できます	新規
7	—	読み聞かせや読書体験の共有 ⇒読み聞かせを通じた本への関心喚起が期待できます	新規
8	—	短時間でも読める本の紹介 ⇒読書習慣の形成が期待できます	新規



地域

項番	基本方針	取組内容および期待されること	方向性
1	—	地域団体等による本の読み聞かせ ⇒身近な環境での関わりを通じ、読書への関心を高めることが期待できます	継続
2	—	家庭文庫・地域文庫・まちライブラリーの開設 ⇒身近な場所で本に触れる機会が増え、読書習慣の形成が期待できます	拡大
3	—	地域の行事や集いの場に合わせた本に親しむ機会の提供（おはなし会、本の交換会等） ⇒自然に本と出会い、読書に親しむ機会の創出が期待できます	新規
4	—	地域における図書館サービスの活用 ⇒子どもの多様な読書体験が広がることが期待できます	新規
5	—	地域団体によるSNSでのおすすめ本情報の共有 ⇒情報に触れる機会が広がり、地域や家庭での読書への関心が高まる ことが期待できます	新規



学校

「学習指導要領」では、学校図書館を計画的に利用し、児童の主体的で意欲的な学習や読書活動を充実させることが明記されています。同要領に基づき、子どもが多くの時間を過ごす学校図書館を最大限に活用できるよう、人的体制や資料、施設の整備・充実を図ることが重要です。また、教職員や学校図書館専門員・支援員、保護者、そして図書館等が連携することで、子どもたちの学習活動や読書活動をより効果的に推進できる体制を整備することが望まれます。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	読み聞かせ・ブックトーク・ビブリオバトルを実施します【市立小学校】	継続
2	①	読書活動年間指導計画を作成します【市立小学校】	継続
3	①	読書活動の習慣化に取り組みます【市立小学校】	継続
4	②	学校図書館専門員・支援員を配置します【学習指導課】	継続
5	②	学校図書館専門員・支援員の研修を充実させます【学習指導課】	継続
6	②	学校図書館の蔵書の充実や環境整備を進めます【市立小学校】	継続
7	②	学校図書館ボランティアと連携します【市立小学校】	継続
8	②	教職員と学校図書館専門員・支援員の合同研修を充実させるとともに、両者の連携強化を図ります【学習指導課、市立小学校】	拡大
9	②	情報リテラシーについて学ぶ機会を設けます【市立小学校】	新規
10	③	保護者へ子どもの読書活動の重要性を啓発します【市立小学校】	継続



項番	基本方針	取組内容	方向性
11	①②	図書館と連携し、読書活動や学校貸出を推進します【市立小学校、図書館】	継続
12	①②	学校図書館や図書館の資料を活用した授業を実施します【市立小学校】	継続
13	①②	子ども参加型の読書活動の取組（POPコンクール応募、学校図書館コーナーづくり等）を推進します【図書館、市立小学校】	新規
14	①②	図書館利用が便利になるデジタル機能の導入を検討します【図書館、学習指導課、市立小学校】	新規



図書館

図書館は多くの本を有し、読書に関わる様々なサービスを提供しており、小学生期においても、子どもたちの読書を推進し興味を広げる場として重要です。子どもが図書館に行きたい、利用しやすいと思えるよう、子どもの視点を取り入れた一層の取組が求められます。また、関連施設・団体やボランティア等との連携・協働、学校との連携の強化や情報発信の強化、DXに対応した取組も進めます。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	小学校で出前授業を行います	継続
2	①	調べ学習等、児童の学習活動を支援します	継続
3	①	関連本の紹介を伴うイベントを実施します	継続
4	①	としょかんクエスト等、読書活動へのきっかけとなる多様な図書館イベントを実施します	新規
5	②	授業に役立つ資料一覧を作成し、小学校へ配布します	継続
6	②	学習支援専門員を配置し、小学校への支援・連携を進めます	継続
7	②	学習状況や児童の興味関心に合わせた図書館資料を収集します	継続
8	②	学校図書館専門員・支援員ヘレファレンス ⁴¹ 対応や情報提供を行います	継続
9	②	子どもたちに手に取ってもらえるような、魅力ある書架づくりを行います	継続
10	②	タブレット型端末等を使用した取組を進めます	継続
11	②	小学校で活動する読み聞かせボランティア支援のための講座を実施します	継続
12	②	読書履歴を活用し、読んだ本を可視化できる環境を整えます	拡大



項番	基本方針	取組内容	方向性
13	②	読書が苦手な子でも読みやすい本の収集を推進します	新規
14	②	電子図書館や音楽・動画等のデジタル資料の導入について検討を進めます	新規
15	②	学校貸出資料の配送サービスの拡充を検討します	新規
16	②	子ども向けの図書館資料の幅を広げる検討を進めます（コミック、ボードゲーム等）	新規
17	②	おはなしボランティア育成を進めます	新規
18	②	本の返却等サービス拠点の増設を検討します	新規
19	③	推薦図書リスト「こどものほんだな」の配布、ホームページでの発信を行います	継続
20	③	全小学校へ図書館利用案内を配布します	継続
21	③	保護者も含む読書活動についての啓発を行います	継続
22	③	市公式LINEにおけるサービスやイベント情報配信の充実を図ります	新規
23	③	学校連携だよりの発行	新規
24	①②	POPコンクールを継続し、子ども参加型の企画を推進します	新規
25	①②	図書館利用が便利になるデジタル機能の導入を検討します	新規
26	①③	「子ども読書の日」や「読書週間」、夏休み期間等に行事を開催します	継続
27	①②③	SNS等を活用し図書館の情報発信を充実させます	拡大
28	①②③	職場体験等の受入を推進します	新規



その他

図書館以外の行政関係部署においても、必要に応じて連携・協力し、子どもたちの様々な居場所における読書活動を推進します。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	②	こども館、常盤平児童福祉館の図書室の環境整備を推進します 【子ども居場所課】	継続
2	③	小学校家庭教育学級を対象に、読書の意義について啓発します 【社会教育課】	継続



(3) 中高生

第2次視点

- 読書離れしやすい中高生の多様な興味・関心に応じた読書機会・場を創出します
- 中高生が「自分の居場所」と感じられる魅力的な読書環境や、読みたい本の収集等の取組を進めます
- コンピュータやデジタルメディアを活用し、DXに対応した便利なサービスや情報リテラシー支援を行います
- 図書館と学校の連携に加え、家庭や生徒向け施設等との連携を進めます

家庭・地域

中高生になると、様々な活動に忙しくなり、また興味・関心が多方面に広がることで、読書離れが進む傾向があります。また、スマートフォン等を使った情報収集やコミュニケーションも盛んになります。こうした状況を踏まえ、豊富な本を有する図書館の活用や、広くウェブ等でのデジタル情報との付き合い方等も視野に入れながら、子どもの状況に合った環境を整え、読書に親しみ、読書習慣の定着を図る取組を進めます。

家庭

項番	基本方針	取組内容および期待されること	方向性
1	—	図書館や書店を訪れる ⇒年齢・関心に合った本との出会いの促進が期待できます	継続
2	—	家族で情報リテラシーについて話し合う ⇒情報との適切な付き合いが期待できます	継続
3	—	図書館の資料貸出等 ⇒家庭での本へのアクセス確保が期待できます	新規
4	—	子どもの興味や関心に沿ったテーマの本の用意 ⇒興味に合う本の選択支援が期待できます	新規



地域

項番	基本方針	取組内容および期待されること	方向性
1	—	まちライブラリーの開設 ⇒身近な場所で本に触れる機会が増え、読書習慣の形成が期待できます	新規
2	—	地域行事での本に親しむイベントの開催 ⇒自然に本と出会い、読書に親しむ機会の創出が期待できます	新規
3	—	地域団体による図書館の団体貸出の活用 ⇒子どもの多様な読書体験が広がることが期待できます	新規
4	—	地域団体によるSNSでのおすすめ本情報の共有 ⇒情報の触れる機会が広がり、地域や家庭での読書への関心が高まる ことが期待できます	新規



学校

学校図書館は、学校教育において欠かせない存在であり、生徒の学びや成長を支える基盤です。中高生の時期には、「自分の世界を広げる読書」や、進路や人生観に関わる本との出会いの場にもなります。学校図書館を最大限に活用できるよう、生徒の実態に応じた人的体制や資料、施設等の整備・充実を図ることが重要です。また、教職員や学校図書館専門員・支援員、保護者、そして図書館等が連携することで、子どもたちの学習活動や読書活動をより効果的に推進できる体制を整備することが望まれます。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	読み聞かせ・ブックトーク・ビブリオバトルを実施します【市立中学校・市立高等学校】	継続
2	①	読書活動年間指導計画を作成します【市立中学校・市立高等学校】	継続
3	①	読書活動の習慣化に取り組みます【市立中学校・市立高等学校】	継続
4	②	中学校に学校図書館専門員・支援員を配置します【学習指導課】	継続
5	②	学校図書館専門員・支援員の研修を充実させます【学習指導課】	継続
6	②	情報リテラシーについて話し合う機会を設けます【市立中学校・市立高等学校】	継続
7	②	計画的な蔵書の構成や環境整備を行います【市立中学校・市立高等学校】	継続
8	②	教職員と学校図書館専門員・支援員の合同研修を充実させるとともに、両者の連携強化を図ります【学習指導課、市立中学校・市立高等学校】	拡大
9	③	保護者へ子どもの読書活動の重要性を啓発します【市立中学校・市立高等学校】	継続



項番	基本方針	取組内容	方向性
10	①②	図書館と連携し、読書活動や学校貸出を推進します【市立中学校・市立高等学校、図書館】	継続
11	①②	学校図書館や図書館の資料を活用した授業を実施します【市立中学校・市立高等学校】	継続
12	①②	子ども参加型の読書活動の取組（POPコンクール応募、学校図書館コーナーづくり等）を推進します【図書館、市立中学校】	新規
13	①②	図書館利用が便利になるデジタル機能の導入を検討します【図書館、学習指導課、市立中学校】	新規



図書館

小学生期より忙しく、興味・関心が広がる中高生に図書館を活用してもらうため、学校との連携を強化するとともに、中高生の興味・関心に応じた多様なイベントや参加型の読書環境づくり等の企画、情報リテラシーへの取組、中高生が読みたいと思える資料収集・コーナーづくり等を進めます。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	中学校で出前授業を行います	継続
2	①	中高生の読書推進を図るイベントや講座を企画します	継続
3	①	AI等の新しいデジタル技術を含めた情報リテラシーや情報検索方法について学ぶ機会を設けます	拡大
4	②	授業に役立つ資料一覧を作成し、中学校へ配布します	継続
5	②	学習支援専門員を配置し、中学校や高等学校への支援・連携を進めます	継続
6	②	学校図書館専門員・支援員へレファレンス対応や情報提供を行います	継続
7	②	高等学校の学校司書と交流を図ります	継続
8	②	中高生向けの資料を幅広く収集し、魅力あるコーナーづくりを目指します	継続



項番	基本方針	取組内容	方向性
9	②	読書が苦手な子でも読みやすい本の収集を推進します	新規
10	②	電子図書館や音楽・動画等のデジタル資料の導入について検討を進めます	新規
11	②	学校貸出資料の配送サービスの拡充を検討します	新規
12	②	子ども向けの図書館資料の幅を広げる検討を進めます(コミック、ボードゲーム等)	新規
13	②	本の返却等サービス拠点の増設を検討します	新規
14	③	中高生向けおすすめ本リスト「わかば通信」を作成し、市内中学校と高等学校に配布、ホームページでの発信を行います	継続
15	③	中学校へ図書館利用案内を配布します	継続
16	③	保護者も含む読書活動についての啓発を行います	継続
17	③	市公式LINEにおけるサービスやイベント情報配信の充実を図ります	新規
18	③	中学校への学校連携だよりの発行	新規
19	①②	POPコンクールを継続し、子ども参加型の企画を推進します	新規
20	①②	図書館利用が便利になるデジタル機能の導入を検討します	新規
21	①③	「子ども読書の日」「子どもの読書週間 ⁴² 」「読書週間」等に合わせて読書の楽しさや意義について啓発します	継続
22	①②③	SNS等を活用し図書館の情報発信を充実させます	拡大
23	①②③	図書研修や職場体験等の受入を推進します	新規



その他

図書館以外の行政関係部署においても、必要に応じて連携・協力し、子どもたちの様々な居場所における読書活動を推進します。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	本に関心を持てるような読書支援に取り組みます【子ども居場所課】	継続
2	②	常盤平児童福祉館、こども館の環境整備と蔵書の充実を行い、中高生が読書しやすい環境をつくれます【子ども居場所課】	継続
3	②	青少年会館の読書スペースの確保に努めます【社会教育課】	継続



(4) 配慮を必要とする子ども

第2次視点

- 誰もが安心して読書を楽しめる読書機会や場を創出します
- 紙の本に限らないアクセシブルな資料やコンテンツの充実を図り、読書へのアクセスの多様化を進めます
- 家庭・関連施設・図書館・学校・その他組織等の連携を深めます

図書館

病気や障害、家庭や学習環境の事情、言葉の壁等、様々な背景から読書に親しみにくい子どもに対し、個々の事情に応じた配慮やサポートを行い、誰もが読書を楽しめる環境の整備を図ります。

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	特別支援学級や病院、支援施設等へ、必要に応じて資料を貸し出します	継続
2	①	図書館見学の受入等、個々のニーズに応じた読書体験に触れる機会を創出します	新規
3	②	特別支援学級や病院、支援施設等へ、必要に応じて読み聞かせボランティアを派遣します	継続
4	②	布絵本やマルチメディアDAISY等の資料を収集します	継続
5	②	外国語絵本の蔵書を増やします	継続
6	②	点字絵本、LLブック、大活字本の蔵書を増やします	継続
7	②	読書にアクセスしにくい子に配慮した電子図書館や音楽・動画等のデジタル資料導入の検討を進めます	継続
8	②	関連支援団体等への団体貸出を行います	継続
9	②	施設の改修時にバリアフリー化を進めます	新規
10	②	配慮を必要とする子どもに関する研修を実施します	新規
11	②	本の返却等サービス拠点の増設を検討します	新規



項番	基本方針	取組内容	方向性
12	③	リーディングトラッカーを周知します	継続
13	③	支援を必要とする子どもや保護者へ情報が行き渡るようにします	継続
14	③	みらい分校 ⁴³ ・ほっとステーション ⁴⁴ へ情報を提供します	継続
15	③	サピエサービス ⁴⁵ を周知します	拡大
16	③	対面朗読や音声拡大読書器 ⁴⁶ を周知します	拡大
17	③	宅配サービスを周知します	拡大
18	③	多言語や「やさしい日本語」の利用案内を作成・配布します	新規
19	①②	視聴覚を含む多言語・多文化関連資料の充実や提供を図ります	新規
20	①②	コミュニケーションボード ⁴⁷ の全館導入を進めます	新規
21	②③	「本の楽しみ方サポートコーナー」を周知します	新規

その他

項番	基本方針	取組内容	方向性
1	①	児童発達支援事業所・放課後等デイサービスで、読み聞かせやパネルシアターを行います	継続
2	②③	リーディングトラッカーの学校図書館への導入を進めるとともに、周知を図ります	新規



■ 参考資料

- 関係法令等
- 第1次計画の取組一覧
- 用語解説

関係法令等

① 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。



（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



②文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。



2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



③ 学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第八十五号) 改正：平成二十七年六月二十四日法律第四十六号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)

(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。



(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。



④ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律六月二十八日第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。



第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。



2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



第1次計画の取組一覧

※複数の基本方針または対象にまたがる取組には*を付している。

基本方針① 本に親しむ機会の充実 ＜乳幼児＞

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
保育所（園）・幼稚園・認定こども園等	ボランティア等と連携し読書に親しむ機会の充実	実施	関連施設向けアンケート調査における「未就学児向けの施設」の回答 ・読書活動を担う人「ボランティア」と答えた割合 35.0% ・読書に関わる活動について 読書のための部屋やスペース設置 47.5% 語り・素話 36.3% 読み聞かせ 86.3% パネルシアター 66.3%
子育て支援施設	ボランティア等と連携しおはなし会の開催、親子で絵本に楽しむ機会の提供	実施	関連施設向けアンケート調査における「未就学児向けの施設」の回答 ・読書活動を担う人「ボランティア」と答えた割合 35.0% ・読書に関わる活動について 読書のための部屋やスペース設置 47.5% 語り・素話 36.3% 読み聞かせ 86.3% パネルシアター 66.3%
図書館	市民センター等におけるおはなし会の開催	実施	501回 6,747人参加 (松戸市立図書館おはなしボランティアによる)
	関連本の紹介を伴うおはなし会の実施	実施	本の紹介を伴うおはなし会回数 88回、参加人数1,367人 (松戸市立図書館おはなしボランティアによる)
	おはなしボランティアの養成資質向上のための研修会の実施*	実施	養成講座およびステップアップ講座を実施 ・養成講座受講人数 9人 ・ステップアップ講座受講人数 71人 松戸市立図書館おはなしボランティア登録者数 112人
	1歳6か月健診へのボランティア派遣、図書館利用案内、読み聞かせ等の実施*	実施	実施回数 72回 配布枚数 2,747枚、健診時の配布率 100%
行政	ブックスタート事業の実施（乳児家庭全戸訪問時）*	実施	ブックスタートパック（絵本1冊を含む） 配布数 3,031パック 配布率 100%
	1歳6か月児健診時の読み聞かせ実施	実施	実施回数 72回



<小学生>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
学校	読み聞かせの実施	実施	読み聞かせ実施校数 42校、 実施回数 933回
	ブックトークやビブリオバトルの実施	実施	ブックトーク・ビブリオバトル実施校数 10校、 実施回数 27回
	読書活動年間指導計画の作成	実施	年間指導計画書作成校数 28校
	朝の読書等を実施し、 読書の習慣化を図る	実施	実施校数 30校、実施クラス数 508クラス (月当たり実施回数 8.8回)
	図書館資料を活用した授業の展開	実施	調べ学習での活用 18校、 並行読書での活用 6校 他 教科では国語科での活用 12校、 総合的な学習の時間 9校、社会科 6校 他
	図書館の利用方法や 百科事典の使い方等の出前授業の実施	実施	実施校数 5校、実施クラス数 18クラス
図書館	「子ども読書の日」等に伴う行事実施*	実施	読書の日関連事業：展示・としょかんクエスト 夏休み：子ども本まつり (展示・イベント 5件・POPコンクール開催) 読書週間関連事業：POPコンクール作品展示
	調べ学習等、児童の学習活動支援	実施	学校貸出に対応できる資料は複数冊購入
	関連本の紹介を伴うおはなし会の実施	未実施	関連本の紹介をプログラムに組んだ 小学生対象おはなし会は未実施



<中高生>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
学校	読み聞かせの実施	実施	読み聞かせ（中学）3校 計12回
	ブックトークやビブリオバトルの実施	実施	ブックトーク・ビブリオバトル（中学）13校 計38回（高校）10回
	読書活動年間指導計画の作成	実施	（中学）7校
	朝の読書等を実施し、読書の習慣化を図る	実施	（中学）18校 計278クラス（月当たり実施回数 18.7回）
	図書館資料を活用した授業の展開	実施	（中学）調べ学習での活用 7校、その他の学習での活用 3校 教科では国語科での活用 6校、修学旅行や校外学習 3校 他（高校）英語や社会科での活用
	情報リテラシーについて話し合う機会の設置	実施	（中学）9校 計15回、参加人数 2,858人（高校）計3回、参加人数 900人
図書館	図書館の使い方等、出前授業の実施	未実施	出前授業は未実施 利用案内はブックリストに貼付し配布
	情報リテラシーを含む情報検索方法について学ぶ機会の設置	未実施	令和7年度実施に向けて、ブックリスト作成・講座企画
	中高生向けのイベント・講座の実施	実施	（中学）POPコンクール・学習支援専門員による講座実施
	中高生向けの資料収集、魅力ある図書コーナーづくり	実施	YAコーナー設置3館（本館・東松戸地域館・小金分館） スペース狭隘によりYAコーナー未設置館でも、中高生向けの資料を積極的に展示・紹介
	「子ども読書の日」等に伴う行事実施*	実施	（中学）POPコンクール実施
行政	資料の貸出・中高生向けリストの作成	実施	閲覧貸出・図書館作成ブックリスト配布
	本に関心を持てるような読書支援	実施	子どもの要望を反映させるような選書



<配慮を必要とする子ども>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
図書館	リーディングトラッカーの導入および利用周知	実施	全館導入し、説明を掲示
	特別支援学級、病院、援施設等、団体への資料貸出	実施	団体貸出施設数 12施設、貸出冊数 1,281冊
障害児通所支援事業者	児童発達支援事業所・放課後等デイサービスで読み聞かせやパネルシアターの実施	実施	児童発達支援センター・事業所へのアンケート調査における回答割合 ・「読み聞かせ」100%、「パネルシアター」62.5% （参考）関連施設向けアンケート調査 「配慮を必要とする子ども向けの施設」回答割合 ・「読み聞かせ」80.0%、 ・「パネルシアター」24.0%



基本方針② より良い読書環境の整備

<乳幼児>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
図書館	保育所（園）等施設への情報提供、および読書相談や選書相談を行う	実施	基本方針③子どもの読書活動に関する普及啓発として、パートナー講座（絵本の選び方）実施
	読み聞かせ等ができる「赤ちゃん向け絵本コーナー」の整備	実施	6カ所整備（第1次計画策定から1カ所増）ブックスタート絵本・赤ちゃん向け絵本は、全館別置きして配置
	保育所（園）等施設への団体貸出	実施	登録団体数 29団体 貸出冊数 2,766冊
	読書通帳機設置場所の増	実施	設置館 5館（第1次計画策定から3館増） 発行数 1,498冊、累計発行通帳数 11,640冊
	おはなしボランティアの養成 資質向上のための研修会の実施 *	実施	養成講座・ステップアップ講座実施 ・養成講座受講人数 9人 ・ステップアップ講座受講人数 71人 松戸市立図書館おはなしボランティア登録者数 112人
行政	ブックスタート事業のPR、本の紹介*	実施	幼児教育課と連携して資料選定 選定したブックスタート絵本を全館に配架
	ブックスタート事業の実施（乳児家庭全戸訪問時）*	実施	ブックスタートパック（絵本1冊を含む） 配布数 3,031パック 配布率 100%



<小学生>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
学校	学校図書館専門員・支援員の配置	実施	45校全校に配置、人数 23人
	学校図書館専門員・支援員の資質向上のための研修実施	実施	研修会 3回実施、参加人数 23人
	図書館と連携し読書活動や学校貸出の推進	実施	学校貸出 29校、貸出冊数 4,910冊 まちたんけん 12校
	学校図書館の計画的な蔵書構築・レイアウトの充実	実施	本の紹介・おすすめ本コーナー 20校 配架・排列の整理 7校 他
	学校図書館ボランティアとの連携	実施	32校、ボランティア人数 775人 (実動日数 計476日)
	教職員の読書活動関連研修および関連資料の充実	実施	司書教諭・学校図書館担当教諭対象の悉皆研修会の実施 所蔵関連資料 10点 (リーフレット・研修会資料を含む)
図書館	学習支援専門員の配置、小学校への支援・連携の強化	実施	教諭経験者 2名配置
	授業に役立つ資料一覧の作成、配布	実施	配布 45校 月 1回配布 (長期休み期間等を除く)
	読書通帳機設置場所の増	実施	設置館 5館 (第1次計画策定から3館増) 発行数 1,498冊、累計発行通帳数 11,640冊
	学習状況や児童の興味関心に合わせた資料の収集	実施	学習支援専門員を中心として選定・収集
	魅力ある書架づくり	実施	定期的に本の入替を実施 予約リクエスト資料を積極的に購入 時季や読書週間等に合わせた児童書展示
	学校図書館専門員・支援員等への支援	実施	図書館主催の研修会 (令和6年度「百科事典の使い方」) 実施 学習指導課主催の研修会に図書館職員・学習支援専門員を派遣。相談は随時受付
	タブレット型端末を使用した取組の実施	実施	本館・東松戸地域館に設置 (各3台)
	小学校で活動する読み聞かせボランティア支援のための講座実施	実施	講座開催回数 4回、延べ参加者数 54人
行政	こども館、常盤平児童福祉施設図書室の環境整備	実施	関連施設向けアンケート調査における「小・中・高等学校の児童・生徒向けの施設」の回答 ・図書室や図書コーナーの設置「有」87.5%、 ・図書室や図書コーナーの蔵書数 「301冊以上」38.1% 「101冊～300冊」26.2% 「51～100冊」11.9% 「11～50冊」19.0% 「10冊未満」4.8%
	青少年会館の読書スペースの確保*	実施	読書スペース確保済み



<中高生>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
学校	学校図書館専門員・支援員の配置	実施	20校全校に配置、人数 9人
	学校図書館専門員・支援員の資質向上のための研修実施	実施	研修回数 3回、参加人数 9人
	図書館との連携、読書推進活動の推進	実施	学校貸出 7校、貸出冊数 487冊 「総合的な学習の時間」インタビュー 中学生 13名 インターンシップ受入 高校生 1名
	計画的な蔵書構成、配架の工夫等の環境整備	実施	(高校) 生徒が興味を持ちやすい配置 (中学) テーマ展示等 8校、POP作成 2校 他
	学校図書館ボランティアとの連携	未実施	実施なし
	教職員の読書活動関連研修の充実	実施	司書教諭・学校図書館担当教諭対象の悉皆研修会の実施
図書館	授業に役立つ資料一覧の作成、司書教諭や学校図書館専門員・支援員等への支援	実施	配布 中学校 22校 (市立 20校、私立 2校) 月 1回配布 (長期休み期間等を除く)
	高等学校の学校司書との交流	未実施	実施なし
	学習支援専門員の配置、中学校や高等学校への支援・連携の強化	実施	教諭経験者 2名配置
	学校図書館専門員・支援員へのレファレンス対応や情報提供	実施	図書館主催の研修会 (令和6年度「百科事典の使い方」) 実施 学習指導課主催の研修会に図書館職員・学習支援専門員を派遣。相談は随時受付
行政	こども館、常盤平児童福祉館の環境整備と蔵書の充実	実施	関連施設向けアンケート調査における「小・中・高等学校の児童・生徒向けの施設」の回答 ・図書室や図書コーナーの設置「有」87.5%、 ・図書室や図書コーナーの蔵書数 「301冊以上」38.1% 「101冊～300冊」26.2% 「51～100冊」11.9% 「11～50冊」19.0% 「10冊未満」4.8%
	青少年会館の読書スペースの確保*	実施	読書スペース確保済み ※中高生の居場所は第1次計画期間中 3施設増、全5施設で読書スペース確保



<配慮を必要とする子ども>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
図書館	特別支援学級、病院、支援施設等へおはなしボランティアの派遣	未実施	令和7年度実施に向けて調整中
	布絵本、マルチメディアDAISY等の資料収集	実施	布絵本所蔵 2館、22点 マルチメディアDAISY 所蔵なし
	サピエサービスの導入	実施	導入済み
	対面朗読、音声拡大読書器導入	実施	対面朗読室・拡大読書器導入済み
	点字絵本、LLブック、大活字本の増加	実施	所蔵数 点字絵本数 125冊、LLブック数 75冊、 大活字本数 130冊
	施設のバリアフリー化	実施	東松戸地域館に、対面朗読サービスのためのハンディキャップサービスルーム、点字誘導ブロック、館内案内表示にピクトグラムを設置 また、令和2年度以降に施設の改修があった分館は、バリアフリーの基準に準じた書架間の設置を実施
	宅配サービスの周知	実施	ホームページ掲載
	外国語絵本の蔵書増	実施	外国語絵本の所蔵館 16館、所蔵数 400冊
	みらい分校への図書館に関する情報提供	実施	イベントのお知らせ・ブックリスト送付
	NPOや民間団体へ情報提供や資料の貸出	実施	団体貸出を実施
	支援を必要とする子どもや保護者への情報提供	実施	ホームページで障害者サービス・団体貸出等の情報提供 利用案内（やさしい日本語）作成配布



基本方針③ 子どもの読書活動に関する普及啓発

＜乳幼児＞

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
保育所（園）・幼稚園・認定こども園等	保育士等の研修による読み聞かせや本に関する知識の習得	実施	関連施設向けアンケート調査における「未就学児向けの施設」の回答 ・職員・スタッフ向けの研修 5.0%
	保護者を対象にした読書活動の効果の啓発	実施	関連施設向けアンケート調査における「未就学児向けの施設」の回答 ・保護者・ボランティア向けの研修 2.5% ・保護者等に向けた施設における読書活動に関する案内 7.5% ・保護者等に向けた読書の重要性についての啓発 2.5%
子育て支援施設	読書の意義について啓発する機会の創出	実施	関連施設向けアンケート調査における「未就学児向けの施設」の回答 ・保護者・ボランティア向けの研修 2.5% ・保護者等に向けた施設における読書活動に関する案内 7.5% ・保護者等に向けた読書の重要性についての啓発 2.5%
図書館	推薦図書リストの配布、ホームページ等での発信	実施	推薦図書リストの配布数 3種類、3,500枚
	おはなしボランティアの養成資質向上のための研修会の実施*	実施	養成講座およびステップアップ講座実施 ・養成講座受講人数 9人 ・ステップアップ講座受講人数 71人 松戸市立図書館おはなしボランティア登録者数 112人
	ブックスタート事業のPR、本の紹介*	実施	幼児教育課と連携して資料選定 選定したブックスタート絵本を全館に配架
	ブックスタート事業の実施（乳児家庭全戸訪問時）*	実施	ブックスタートパック（絵本1冊を含む） 配布数 3,031パック 配布率 100%
	「親子絵本講座」「パートナー講座」で読書の意義や絵本選び等についてアドバイス	実施	親子絵本講座 10回、参加人数 101人 パートナー講座 8回、参加人数 103人
行政	ママパパ学級等で保護者への読書活動の普及啓発	実施	ママパパ学級 63回実施 （その中で絵本の読み聞かせについて触れる）
	ブックスタート事業の実施（乳児家庭全戸訪問時）*	実施	ブックスタートパック（絵本1冊を含む） 配布数 3,031パック 配布率 100%
	1歳6か月健診へのおはなしボランティア派遣、図書館利用案内、読み聞かせ等の実施*	実施	実施回数 72回 配布枚数 2,747枚、健診時の配布率 100%
	ブックスタート講演会の開催 1歳6か月健診・3歳児健診で「友だち100冊できるかな？」配布	実施 実施	開催回数 1回、参加者数 115人 配布冊数 2,747冊、健診時の配布率 100%



<小学生>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
学校	保護者への啓発	実施	実施校数 16校、読書活動について啓発した集まりの回数 42回
図書館	全小学校へ図書館利用案内配布	実施	配布校数 45校
	全小学生へ推薦図書リスト「こどものほんだな」配布	実施	配布枚数 24,060枚、配布率 100%
	「子ども読書の日」等に伴う行事実施*	実施	読書の日関連事業：展示・としよかんクエスト 夏休み：子ども本まつり （展示・イベント 5件・POPコンクール開催） 読書週間関連事業：POPコンクール作品展示
	保護者を対象にした読書活動についての啓発*	未実施	対象を保護者に限定した啓発は未実施だが、対象を絞らず、児童文学講座（読書の楽しみを知り、生涯にわたる読書習慣の習得を目的）を年1回実施 講座案内は全校に配布
行政	小学校家庭教育学級で読書に関する学習会の啓発	実施	啓発した家庭教育学級数 12学級、参加人数 123人

<中高生>

実施主体	取組内容	実施状況	実績（数値は主に令和6年度実績。概数による回答を含む。）
学校	教職員の読書活動に関する研修	実施	（中学）6校、参加人数 25人
	保護者を対象にした読書活動についての啓発	実施	（中学）2校 計4回
図書館	保護者を対象にした読書活動についての啓発*	未実施	対象を保護者に限定した啓発は未実施だが、対象を絞らず、児童文学講座（読書の楽しみを知り、生涯にわたる読書習慣の習得を目的）を年1回実施 講座案内は全校に配布
	SNSを活用した情報発信	実施	YAコーナー展示情報をFacebookで発信
	中高生向けおすすめ本リストの作成、学校への配布	実施	中高生向けおすすめブックリスト「わかば通信」を年1回送付 配布校数 中学22校（私立2校含む） 高校 10校（県立・私立9校含む）
	中学校・夜間中学校へ利用案内配布	実施	「わかば通信」に利用案内QRコードを貼付し、中学22校（私立2校含む）に配布



用語解説

1 不読率

「1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合」のこと。調査において授業時間以外の読書（電子書籍を含み、雑誌・マンガは除く）について尋ね、全くしない旨を回答した児童・生徒の割合を不読率としている。

※小6・中3における第1次計画現状値（平成30年度）の16.5%、33.7%は、「全国学力・学習状況調査」によるもの。本計画の令和6年実績値（21.0%、37.5%）は、千葉県教育委員会が実施する「社会教育調査」において松戸市が回答した数値を指標としている。

高2における第1次計画現状値（平成30年度）の50%は、図書館が市内高校（定時制を除く）9校の高校2年生各1クラスを対象に実施したアンケート結果によるもの。本計画の令和6年実績値（10%）は、千葉県教育委員会が実施する「社会教育調査」において松戸市が回答した数値を指標としている。

なお、本計画では、不読率に関してアンケート調査も実施しているが、これは傾向把握のための参考であり、計画の指標には使用していない。

いずれの調査も電子書籍を含み、雑誌・マンガは除いている。

2 GIGAスクール構想

小・中学校・高等学校の生徒一人ひとりに1台のコンピュータ・タブレット端末と学校のICT環境を整備し、教育の質を向上させ、子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目指す文部科学省の取組。令和元年に開始された。

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

Digital（デジタル）Transformation（変化）の略語で、デジタル化やコンピュータ化を通じて業務やサービスを改善し変革すること。

4 団体貸出

図書館等が地域の団体等に図書資料等をまとめて貸出をすること。

5 学校貸出

市内に所在する学校を対象に、図書館から授業等で使用する本の貸出をすること。1校200冊まで28日間貸出を行っている。

6 ブックスタート

絵本を介して親子の絆を深め、絵本に親しむきっかけとすることを目的に、地域に生まれた全ての赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本と関連情報を配布する事業。

7 全国学力・学習状況調査

文部科学省が小学校6年生および中学校3年生全員を対象に実施する調査。令和7年度は4月14日～17日に実施。



⁸KPI

Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標。目標までの進捗状況を把握するための指標。

⁹ブックトーク

特定のテーマにあわせて数冊の本のあらすじを紹介すること。

¹⁰ビブリオバトル（知的書評合戦）

発表参加者がおすすめの本を持ち寄って紹介し合い、一番読みたいと思った本に投票してチャンプ本（最多票を集めたもの）を決めるゲーム。

¹¹並行読書

単元の指導のねらいをよりよく実現するため、教科書教材等と関連した本を並行して読む工夫。

¹²情報リテラシー

情報を収集、評価、整理、活用する能力のこと。活用には倫理的な利用に関することを含む。

¹³学校図書館専門員・支援員

学校図書館法第6条に規定される「専ら学校図書館の職務に従事する職員」を指す。令和元年度より、従来の「学校司書」から「学校図書館専門員」に名称変更を行い、資格および従事する職務の内容により、新たに「支援員」の配置を行った。

¹⁴POP

紙に商品名や価格、キャッチコピーや説明文、絵等を手書きした広告媒体。図書館ではおすすめ本の展示等の際に作成する。

¹⁵司書教諭

学校図書館の専門的職務を行う資格を有した教員。学校図書館法により、学級数が12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならないとされている。

¹⁶図書すいせん会

自分の読んだ本の面白いところやおすすめポイントを紹介する言語活動。

¹⁷学習支援専門員

松戸市教育委員会において学校との連携の推進や生涯学習活動の支援等の教育普及活動を行うための専門員。



18子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で4月23日と定められた、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための記念日。図書館等でその趣旨に沿った様々な催しが行われる。

19読書週間

10月27日から11月9日の期間。子どもから大人まで、読書を啓発するイベントが集中して開催される。また、春の読書週間（子どもの読書週間）もある。

20とじょかんクエスト

図書館に所蔵する本を用いて、出題された問題の答えを探すクイズラリー形式のイベント。

21理科読

理科の実験と、理解を深めるための絵本の読み聞かせを行うことで、理科の本に親しんでもらうための読書活動。

22ヤングアダルトコーナー（YAコーナー）

主に中高生にあたる10代の子どもたち向けに揃えられた図書コーナー。「ティーンズコーナー」ともいう。

23リーディングトラッカー

「スリット」ともいう。読みたい行に集中しやすいように、前後の行を覆い隠す読書補助具。

24リクエスト

松戸市立図書館が所蔵していない本が購入や取り寄せにより借りられるサービス。松戸市に在住・在勤・在学・在園の方が窓口で申し込める。

25読書通帳

図書館での貸出履歴を、専用の「読書通帳機」を用いて通帳に印字するもの。

26対面朗読サービス

目の不自由な方等に、朗読者が対面しながら希望の資料を読むサービス。

27ハンディキャップサービスルーム

対面朗読サービスや読書支援機器等を利用できる部屋。



28布絵本

布等を使って製作された触って楽しめる絵本のこと。ひもやボタン、マジックテープ等を使用し、結んだり留めたりして楽しむことができるものもある。

29大活字本

高齢者や弱視者にも読みやすいよう、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字に組み直して出版された本。小中学生向けには、「大きな文字の青い鳥文庫」シリーズ（読書工房）等が出版されている。

30LLブック

知的障害や発達障害のある人にもわかりやすく、ひらがなやわかち書き、写真やピクトグラムを使う等して書かれた本のこと。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」と意味する言葉の略。

31デージー図書

「デージー」（DAISY）とは「Digital Accessible Information System」の略で、印刷された図書等を読むことが困難な方のために開発されたデジタル録音図書の国際的な規格のこと。この規格のもと、つくられた図書をデージー図書という。音声のみの音声デージーや、テキストや画像を同時にみられるマルチメディアDAISY等がある。

32本の楽しみ方サポートコーナー

障害のある方や障害のあるお子さん向けの資料（LLブック、点字資料、布絵本、大活字本の紹介、録音図書等）を集めたコーナー。

33パネルシアター

パネル布を貼った舞台を使って、紙人形を貼ったり外したりすることでおはなしを展開させるもの。

34教科担任制

教科ごとに専門の教師が担当し指導を行う制度。

35図書館見学

学校のクラス等の単位で図書館に行き、その働きや使い方について学ぶこと。

36文庫（活動）

個人や地域のグループが自宅等を開放し、地域の子どもたちに児童図書を貸し出したり、読み聞かせを行ったりする活動。

37まちライブラリー

個人や団体が、カフェやシェアオフィス等、まちの様々な施設に本棚を設置し、メッセージをつけた本の貸し借り等を通して、人々の交流を促す活動。図書館や学校、福祉施設、病院等にも広がる。



38 パートナー講座

市政や市の事業を紹介する出前講座。図書館では「子どもの本の選び方・おはなし会の進め方」を実施。

39 親子絵本講座

保護者を対象に、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さを伝える図書館の講座。年齢や季節に応じたおすすめの絵本を紹介する。

40 ボランティアコーディネーター

松戸市立図書館おはなしボランティア等の指導とおはなしボランティアの業務コーディネイト、乳児・幼児・児童およびその保護者に向けた読書普及を担う専門員。

41 レファレンス（サービス）

利用者からの求めに応じて、図書館員が、調べものに必要な資料や情報を提供したり、あるいは資料や情報の探し方を伝え援助する業務。

42 子どもの読書週間

4月23日から5月12日の期間。子どもの読書の推進、保護者への普及啓発を行う。

43 みらい分校

松戸市が運営する、夜間の公立中学校。松戸市立第一中学校に設置している。

44 ほっとステーション

松戸市教育支援センターの施設で、学校へ行くのが難しい児童生徒の居場所、活動場所（古ヶ崎分室・常盤平分室）。

45 サピエサービス

「サピエ」は、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字、音声データ等で提供するネットワーク。厚生労働省の補助金を受け、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行う。松戸市立図書館では、サピエのサービス「サピエ図書館」と連携し、10万タイトル以上のデジター図書（デジタル録音図書の国際標準規格に基づきつくられた図書）を利用できるサピエサービスを提供している。

46 音声拡大読書器

読取器に原稿を置くと、活字部分を音声で読み上げる機器であり、拡大表示機能もある。また、音声読書器、拡大読書器それぞれの機能のみを有する機器もある。

47 コミュニケーションボード

イラストを指さして対話ができるボード。



第2次松戸市子どもの読書活動推進計画

発行月：令和8年（2026年）3月

発行：松戸市教育委員会

編集：松戸市教育委員会 生涯学習部 図書館

〒271-0092 松戸市松戸2060

TEL 047-365-5115